

第 11 回 競争政策研究センター(CPRC)国際シンポジウムの概要

〔平成 26 年 3 月 14 日(金) 於：ホテルグランドアーク半蔵門〕

1 講演者・コメンテーター

《基調講演者》

(1) ジャック・クレメール (Jacques Crémer)

テーマ：“Analyzing the competition for the web ”
“ウェブ上の競争の分析”

略 歴： 1977 年マサチューセッツ工科大学にて博士号（経済学）を取得。現在、トゥールーズ大学経済学部教授。専門は組織の経済学，インターネット及びソフトウェア産業の経済学，契約理論。

(2) マーク・ライスマン (Marc Rysman)

テーマ：“Two-sided markets, market power and exclusionary behavior”
“双方向市場，市場支配力及び排他的行動”

略 歴： 1999 年ウィスコンシン大学マディソン校にて博士号（経済学）を取得。現在、ボストン大学経済学部教授。専門は産業組織論，応用計量経済学。

《コメンテーター》

大橋弘（おおはし・ひろし）

略 歴： 2000 年ノースウェスタン大学にて博士号（経済学）を取得。現在、CPRC 主任研究官，東京大学大学院経済学研究科教授。専門は，産業組織論，貿易政策。

2 講演のポイント

(1) ジャック・クレメール (Jacques Crémer) 教授

ア デジタルエコノミーの特徴等としては，利用が増えるごとに費用が低下する規模に関する収穫逓増であること，ウェブの知的財産権の多くは企業秘密として取り扱われていること，スイッチング・コスト及びネットワーク効果は既存事業者の利益を増加させる一方で，参入事業者をより攻撃的にすること，双方向市場では一方への補助がもう一方サイドの拡大に役立つことがあること，デジタルエコノミーでは企業はデータを蓄積することで利用者の粘性を高めることが課題であることが挙げられる。

イ IT 技術は独占化を招きやすいが，デジタルエコノミーにおいては，独占は社会的に効率的な側面もあり，参入の脅威があれば独占者が利潤を獲得することは限定される。独占は安定的ではなく，企業はミスをするものであるが，企業の将来の過ちに期待して独占力を制御しようとするのではなく，競争を促進することが重要である。

ウ ウェブ上での競争を分析する視点は多数存在しており，個別の問題や状況に適した形でそれらの視点を組み合わせていく必要がある。

(2) マーク・ライスマン (Marc Rysman) 教授

ア デジタルエコノミーでは，インターネットショッピングモールのように，商品の売手と買手がそれぞれ利用するプラットフォームを提供する業態が多くみられる。

イ プラットフォーム業者は、売手側、買手側それぞれの取引相手との取引条件を全体の収益への影響をみながら価格を設定する。また、プラットフォーム同士の競争においてはシングルホーム（注1）をめぐる競争は激しく、マルチホーム（注2）をめぐる競争は少ない。

（注1）シングルホームとは、単一のプラットフォームを利用している状態を表す。

（注2）マルチホームとは、複数のプラットフォームを利用している状態を表す。

ウ 双方向市場における事業者の市場支配力の分析は、これまでの事例をみると、排他的取引のような単独行為は双方向市場の一方を市場と設定して分析できる場合もあるが、合併は双方向市場の両方を一体とみて分析する必要がある。

エ プラットフォームにおける取引契約は、周囲の状況次第で、最終的に排他的になる可能性がある。

3 コメントのポイント

大橋弘（おおはし・ひろし）教授

ア インターネットを介して取引を行うデジタルエコノミーの特徴としては、インターネットを介したデータは簡単にアクセスできたり、複製でき、そのデータを活用した新たなシステムを生み出す土壤があること等が挙げられる。また、デジタルエコノミーは、インターネットを介さないで取引を行うアナログエコノミーと比べて規模の経済が強く働きやすい反面、プラットフォームの盛衰が激しいといえる。

イ 我が国における競争政策上の課題として、例えば、デジタルエコノミーにおいてはネットワーク効果が働いていることにより、競争の結果として販売価格が限界費用を下回るような状況も起こり得ることから、外形的な排除行為だけをみて違反行為と判断することが極めて難しいこと等が挙げられる。したがって、デジタルエコノミーにおいては、市場における行為ではなく行為がもたらす効果を個別に評価していく必要があり、経済学的な考え方が競争政策を考える上で重要となる。

4 パネル・ディスカッションの概要

ア デジタルエコノミーは規模の経済が強く働き技術革新も激しいため、企業結合規制には構造的問題解消措置より行動的問題解消措置の方が効率的ではないか。

イ デジタルエコノミーにおける知的財産権の問題及びデータ活用によるプライバシーの侵害の問題に関しては、競争当局と知的財産制度所管当局又は消費者保護政策所管当局との調整が一層重要であり、その中でいかに競争を確保していくかが課題である。

ウ 競争当局は、各分野において特定の企業の独占力があまり大きくなり過ぎないようにし、新規参入しやすい環境を確保することに注意すべきである。

エ 競争当局は、市場の発展の早期段階において役割を果たすべきである。